

上水委第 29 号  
水道ビジョン見直し業務委託  
特記仕様書

北秋田市上下水道課

# 水道ビジョン見直し業務委託 特記仕様書

## 第1章 総 則

### 第1条(適用範囲)

本仕様書は、北秋田市(以下「発注者」という。)が発注する「水道ビジョン見直し業務委託」(以下「業務」という。)に適用する。

- 2 本業務についての規定は、この仕様書に基づいて行うものである。

### 第2条(目的)

本業務は、本市水道事業のアセットマネジメント 4D 及び基本構想、基本計画、水道事業ビジョンを見直し、今後の水道事業の効率化を図ることを目的とする。

### 第3条(委託の対象範囲)

本業務対象とする範囲は、以下のとおりである。

北秋田市 地内

### 第4条(担当職員)

発注者は、本業務における担当職員を定め、受注者に通知する。

- 2 担当職員は、設計図書に定められた範囲において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。

### 第5条(管理技術者)

受注者は、本業務における管理技術者を定め、発注者に通知しなければならない。

- 2 管理技術者は、設計図書に基づき業務の技術上の管理を行わなければならない。
- 3 管理技術者は、業務の履行に当たり技術士(上下水道部門「選択科目：上水道及び工業用水道」)の資格を有する秋田県内常勤技術者であり、かつ過去5年以内に水道事業関連の計画策定業務に従事した経験のある技術者でなければならない。
- 4 管理技術者は、担当職員と十分協議の上、相互に協力し業務を行わなければならない。

### 第6条(照査技術者)

受注者は、本業務における照査技術者を定め、発注者に通知しなければならない。

- 2 照査技術者は、業務の履行に当たり技術士(上下水道部門「選択科目：上水道及び工業用水道」)又は、RCCM(上水道及び工業用水道)の資格を有する秋田県内常勤技術者であり、かつ過去5年以内に水道事業関連の計画策定業務に従事した経験のある技術者でなければならない。
- 3 照査技術者は、設計図書に定める事項および担当職員が指示する業務の節目毎にその成果の確認を行うと共に、自身による照査を行わなければならない。

#### **第7条(打合せ、協議および会議等)**

本業務に関わる協議事項については、受注者が打合せ簿(任意様式)に記録し、相互確認することとする。また、関連会議等への出席および必要資料の作成等について協力しなければならない。

#### **第8条(疑義等)**

本特記仕様書、設計図書等に明記のない事項および不明な事項は、監督員と協議し、その指示に従うものとする。

#### **第9条(資料の貸与および返却)**

担当職員は、設計図書に定める資料およびその関係する図書資料等を、受注者に貸与するものとする。

- 2 受注者は、貸与された図書および関係資料の使用後は直ちに担当職員に返却しなければならない。
- 3 受注者は、貸与された図書および関係資料を丁寧に扱い、紛失または損傷してはならない。万一、紛失または損傷した場合は、受注者の責任において速やかに修復しなければならない。
- 4 受注者は、貸与資料で守秘義務が求められるものについては、担当職員の承諾なしに複写をしてはならない。

#### **第10条(適用図書)**

設計に必要な図書(各種仕様書、基準書、参考図書、文献等)については、受注者の負担において備えるものとする。

- 2 適用図書は最新版を用いるが、設計作業中に改訂された場合は、担当職員と協議するものとする。

#### **第11条(守秘義務)**

受注者は、業務上で知り得た事項を第三者に漏らしてはいけない。ただし、発注者の承認を得た場合はこの限りではない。

#### **第12条(成果品の帰属)**

成果品は、全て発注者の所有とし、承諾を得ず第三者に公表、貸与、使用等してはならない。

- 2 成果品に不備がある場合は、引渡し後であっても受注者の責任で速やかに訂正しなければならない。

#### **第13条(関係法令および条例の遵守)**

受注者は、業務の実施に当たって関連する関係法規および条例等を遵守しなければならない。

#### **第14条(契約提出書類)**

受注者は、本業務の着手および完了にあたって発注者の契約約款に定める書類の提出を行わなければならない。

着手時

- 1) 着手届
- 2) 工程表
- 3) 管理技術者および照査技術者届
- 4) その他必要書類

完了時

- 1) 完了届
- 2) 納品書
- 3) 請求書
- 4) その他必要書類

#### **第 15 条(業務計画書)**

受注者は、第一回設計協議で業務内容を確認した後、業務計画書を作成し、速やかに担当職員に提出しなければならない。

業務計画書には、契約図書に基づき下記の事項を記載するものとする。

- 1) 業務概要
  - 2) 業務場所
  - 3) 業務内容及びその方法
  - 4) 業務工程
  - 5) 業務組織計画
  - 6) 打ち合わせ計画
  - 7) 成果品の内容、部数
  - 8) 使用する主な図書及び基準
  - 9) 業務連絡体制(緊急時を含む)
  - 10) その他
- 2 受注者は、業務計画書の内容を変更しようとする場合は、理由を明確にしたうえで担当職員に変更業務計画書を提出しなければならない。但し、内容が軽微な場合は、担当職員と協議のうえ省略することができる。

(関係官公庁その他への手続き等)

#### **第 16 条(関係官公庁その他への手続き等)**

受注者は、本業務の実施に当っては、発注者が行う関係官公庁への手続きが生じた場合は資料作成等の協力しなければならない。また受注者は、本業務を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は、速やかに行うものとする。

- 2 受注者が、関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を担当職員に報告し協議するものとする。

## 第17条(土地への立ち入り等)

受注者は、本業務を実施するため国有地、公有地又は私有地に立ち入る場合は、担当職員及び関係者と十分な協調を保ち本業務が円滑に進捗するように努めなければならない。なお、やむを得ない理由により現地への立ち入りが不可能となった場合には、ただちに担当職員に報告し協議しなければならない。

- 2 前項の立ち入りを行う場合は、関係法令に規定する身分証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。なお、受注者は、立ち入り作業完了後速やかに身分証明書を発注者に返却しなければならない。
- 3 受注者は、本業務実施のため、植栽伐採、かき、さく等の除去又は土地、もしくは工作物を一時使用するときは、あらかじめ担当職員に報告するとともに、当該土地所有者及び占有者の承諾を得て行うものとする。
- 4 受注者は、前項の場合において生じた損失のため、必要を生じた経費の負担については、設計図書に示す他は担当職員と協議により定めるものとする。

## 第2章 業務の内容

### 第18条(業務の基本事項)

#### (1) 業務の目的

本市では令和3年度に水道ビジョンを作成済である。現行の水道ビジョンでは、事業環境の変化に対応するために、5年を目途に必要に応じて実施方針の見直しを行うこととしており、水道ビジョンでは見直し年度を令和8年度としている。ここ5年間の物価上昇による事業費の拡大、災害等の環境変化、給水人口減少による給水収益の減少を踏まえ、事業実施状況を整理し、分散型等も考慮しながら北秋田市水道事業全体の整備計画を再検討することで、今後の水道事業の効率化を図ることを目的とする。

#### (2) 業務概要

- 1) 設計協議 中間2回 計4回
- 2) アセットマネジメント(4D)及び基本構想見直し
- 3) 基本計画見直し
- 4) 水道事業ビジョン見直し

#### (3) 業務対象

本業務の対象事業は以下のとおりである。

- 1) 上水道事業 2事業  
簡易水道事業 13事業

### 第19条(業務の内容)

#### (1) 設計協議

##### 1) 初回打合せ

業務内容の確認(要望事項・要望内容・作業方針・作業工程・検討事項・検討内容)

等)および貸与資料等の確認を行う。

(2) 中間打合せ

業務の進捗の確認および作業中に発生する諸条件・諸問題の処理に関する協議確認並びに、必要に応じて関係機関との協議に立会い、担当職員とは業務に関する認識を常に統一しておかなくてはならない。また、関係機関への説明が生じた場合は同席し説明を行う。

(3) 最終打合せ

業務作業完了時における総括説明および成果品の納入、検収の立会いを行う。

(4) 基本構想及びアセット 4D 見直し

効率的な水道システムの再構築を進める為に長期的な視点で作成した基本構想(今後 40 年間)を基に、当時からの社会環境変化を踏まえて、統廃合や施設再構築案を見直し、財政シミュレーションを行い、水道施設全体(施設・管路)の事業優先度を見直す。

(5) 基本方針の見直し

1) 事業の分析・評価・課題抽出

施設の重要度、老朽度及び将来における水道事業の総合形態についてソフト・ハード両面から分析評価し、施設整備に向けた課題の抽出を行い、修正を行う。

(6) 整備内容の見直し

課題抽出結果を基に将来における施設整備内容を検討し、整備内容を修正する。

1) 整備案の抽出

当時からの変化を加味した上で、将来における施設整備内容を検討し、整備案を抽出し修正する。

2) 整備案の作成

中長期に行う整備案の修正を行う。

概略施設計画の修正

3) 整備計画の工程、費用の見直し

4) 整備案の評価

施設整備の効果の検討

施設全体としての合理性

整備案の中から施設全体としての合理性から最適な案の選定を行う。

(7) とりまとめ

検討結果より当時策定の施設整備構想を修正する。

(8) アセットマネジメント (4D) の見直し

基本構想に基づき、今後の需要の動向に応じた水道施設全体の再構築や規模の適正化も考慮した更新需要を見直し・検討する。また、更新需要以外の様々な変動要素を考慮して、包括的な財政シミュレーションを行い、財政収支の見通しを検討する。

#### (9) ミクロマネジメントの実施

アセットマネジメント 3C により算定した更新需要を基本とし、基本構想による整備方針を反映した個別資産の更新需要を見直し、重要度を検討する。また、更新需要、重要度を基に健全度の将来見通しを把握する。

##### 1) 更新需要の把握

整備方針を踏まえた更新需要

整備方針を踏まえた更新需要、施設再整備計画や耐震化計画等による整備需要を含めた、更新需要を把握する。

##### 2) 施設及び管路の分析・評価

日常点検や運転管理といった維持管理活動情報から、個別資産を把握し、整備方針を考慮した施設重要度を設定する。また重要度、更新需要を基に施設健全度の将来見通しの把握を行う。

#### (10) マクロマネジメントの実施

更新需要見通しの整理

##### 1) 更新需要の最適化検討

ミクロマネジメントのより得られた情報に基づいて、水道施設や整備をグループ単位で体系的に把握し、統廃合やダウンサイジングを踏まえ、最適化した更新需要を見直し、検討する。

##### 2) 更新量の平準化検討

統廃合やダウンサイジングを踏まえ、最適化検討した更新需要について、施設再整備の先送り、耐震化の前倒し等、更新量の平準化案を作成する。

##### 3) 財政収支見通しの整理

財政収支見通しの検討

平準化案についての財政シミュレーションを実施し、資本的収支の検討を行う。

##### 4) 料金改定検討

水需要予測に基づき、収益的収支の検討を行う。

#### (11) とりまとめ

検討結果及び作成データのとりまとめを行う。

#### (12) 基本計画作成

本業務より見直した、整備構想及びアセットマネジメント（4D）の検討結果に基づき、作成済の基本計画を修正し、その中で整備に関する基本方針を設定し、これを達成するために必要な整備内容を計画年次までの実施計画を作成するものである。

#### (13) 整備内容の決定

計画目標年度までの施設整備内容を検討する。

##### 1) 整備案の抽出

目標達成のための対策のリストアップ

問題点を解決するためおよび目標達成のための対策のリストアップを行う。

2) 拡張・更新計画の検討

施設整備内容として、施設拡張、更新、改良等のケースの検討を行う。

3) 対策の実施順序の検討

対策の優先性、緊急性および他の対策との関連等の検討を行う。

(14) 整備案の作成

目標年度までに行う対策の組み合わせの作成(3ケース程度)し、実現方策の検討を行う。

1) 水道事業・経営計画

2) 水道事業経営健全化に対する検討を行う。

(15) 概略施設計画

1) 新設、拡張施設の概略施設計画の作成を行う。

2) 更新、改良施設の概略施設計画の作成を行う。

(16) 整備計画の工程、費用の検討

1) 整備計画の工程の検討

整備計画工程の検討を行う。

2) 概算費用の検討

概算費用の算出を行う。

(※水量当たり単価や費用関数等により算出)

(※m当たり単価や費用関数等により算出)

必要期間を年単位(3～5年期間単位)で設定

(17) 整備案の評価

1) 施設整備の効果の検討

2) 財政への影響

給水原価、財政収支への影響の概算

3) 施設全体としての合理性

整備案の中から施設全体としての合理性から最適な案の選定を行う。

(※整備案の中から、送・配水管網全体としての合理性から最適な案の選定)

(18) 基本計画書のとりまとめ

調査結果をとりまとめて基本計画書を修正する。

(19) 水道事業ビジョン見直し

基本構想構想、アセットマネジメント4D、基本計画を基に、水道事業ビジョンの修正を行う。

(20) 現状・将来見通しの把握と目標設定

1) 水道事業の現状評価・課題

各種資料を収集し、水道事業の沿革、施設配置、施設の運転状況、維持管理

状況、経営環境、組織体制等の事業特性や地域特性を把握し、厚生労働省「新水道ビジョン」に示されている視点で現状評価・課題抽出を行う。

## 2) 将来の事業環境

現状の評価と課題から将来の事業環境を予測し、将来像を認識する。

検討項目は以下のとおりとする。

### 外部環境

- ① 人口減少
- ② 施設の効率性低下
- ③ 水源の汚染
- ④ 利水の安全性低下

### 内部環境

- ① 施設の老朽化
- ② 資金の確保
- ③ 職員数の減少

## (21) 地域の水道の理想像と目標設定

### 1) 理想像

厚生労働省の「新水道ビジョン」に示した「持続」「安全」「強靱」の観点に留意しつつ50年、100年先を見据えた水道の基本理念及び理想像を示すこと。なお、基本理念及び理想像に関しては、発注者と協議するものとする。

### 2) 目標設定

理想像を具現化するため、「持続」「安全」「強靱」の観点から施策に関する目標の設定を行う。

## (22) 推進する実施方針

新水道ビジョンに示す「重点的な実現方策」を参考とし、推進すべき方策についてリストアップし、実行可能性や優先度等の面から年次スケジュールを検討する。

### 1) 戦略的アプローチによる方策推進

「アセットマネジメント」「水安全計画」「耐震計画」の策定を必須事項とし、具体的な時期の明示、その活用による実施方針や具体的な実現方策等について検討する。

### 2) 連携と挑戦の姿勢

本市水道事業の規模や地域における役割に応じ、以下の点についても検討を加え、今後の方針や具体的な取り組み内容について検討する。

#### ① 連携

理想像の具現化のため、広域化や官民連携を視野に入れつつ、人材の確保や施設の効率的な配置、経営の効率化など事業の運営基盤の取り組み方針につい

て整理する。

## ②挑戦

持続可能な水道サービスを確保するため、積極的な挑戦の姿勢で近隣の水道事業者との連携体制の構築や実施可能な方策について整理する。

### (23) 検討の進め方とフォローアップ

今回見直した計画の進捗管理や見直しについて、PDCA サイクルが有効に機能するための方法を検討する。

### (24) とりまとめ

結果を取りまとめて北秋田市水道事業ビジョンを修正する。

## 第 20 条(履行期間)

履行期間：契約締結の翌日から

令和 9 年 2 月 2 6 日までとする。

## 第 21 条(準拠すべき図書)

本業務は下記に掲げる図書に準拠して行うものとする。

- |                                      |            |
|--------------------------------------|------------|
| 1) 水道施設設計指針                          | (社) 日本水道協会 |
| 2) 水道維持管理指針                          | (社) 日本水道協会 |
| 3) 水道施設更新指針                          | (社) 日本水道協会 |
| 4) 水道事業におけるアセットマネジメント (資産管理) に関する手引き | 厚生労働省      |
| 5) 水道施設機能診断の手引き                      | 厚生労働省      |
| 6) 水道の耐震化計画等策定指針                     | 厚生労働省      |
| 7) その他本業務作成に必要な図書等                   |            |

## 第 22 条(成果品)

成果品の提出部数は、下記のとおりとする。

- |        |     |
|--------|-----|
| 1) 報告書 | 1 式 |
| 2) データ | 1 式 |

## 第 23 条(その他)

本仕様書に定めのない事項は、発注者と受注者の協議によって定めるものとする。